

平成29年度 領事・旅券手数料について

(2017年4月1日～2018年3月31日までの料金)

1. 外貨貨幣換算率の改定に伴い、2017年4月1日から領事・旅券手数料は以下のとおりとなります。なお、領事・旅券手数料は毎年4月1日に改定されます。
2. 手数料は、受領時にお支払いください。パーソナルチェック、クレジットカードはご利用いただけませんのでご了承ください。
3. お釣りのないようにご準備をお願いいたします。

単価：レイ

1. 旅券

	2017年3月31日まで	2017年4月1日から
(1) 一般旅券 (10年有効)	515	595
(2) 一般旅券 (5年有効：12歳以上)	355	405
(3) 一般旅券 (5年有効：12歳未満)	195	220
(4) 一般旅券の記載事項変更旅券	195	220
(5) 一般旅券の査証欄の増補	80	95
(6) 渡航証の発給	80	95

2. 証明

	2017年3月31日まで	2017年4月1日から
(1) 在留証明	40	45
(2) 署名証明 (官公署に関わるものを除く)	55	65
(3) 出生・婚姻・死亡等身分上の事項に関する証明	40	45
(4) 運転免許証抜粋証明	70	80

3. 査証

	2017年3月31日まで	2017年4月1日から
(1) 一般入国査証	95	110
(2) 数次入国査証	195	220
(3) 通過入国査証	25	25

※ (1)～(3)は、査証申請人の国籍によって異なる場合があります。

※ 領事手数料及び旅券手数料ともに、年度をまたぐ手数料の徴収にあたっては、申請日の手数料額 (旧年度の手数料額) を交付時に適用することとなりますので、申請には十分御注意ください。

(例：3月31日申請受付、4月7日交付であれば、3月時点での手数料すなわち2016年度の手数料の額を4月7日に徴収することとなります。省令附則第2項)。(了)